

令和6年第6回

月形町教育委員会会議録

令和6年11月21日

月形町教育委員会

## 令和6年第6回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年11月21日(木) 午後4時00分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 兼 平 晃 成  
委員 岸 上 希 央  
委員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 上 葛 隆 治  
主 幹 野 本 和 宏  
主 幹 加 藤 亮  
学務係長 西 川 幸 江  
学務係主査 五十嵐 克 成  
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件  
議案第19号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について  
議案第20号 令和6年度月形町一般会計補正予算(第5号)教育関係予算について  
議案第21号 月形町義務教育学校実施設計の進捗状況について  
報告第20号 臨時代理の報告について(月形町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について)  
報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和6年9月分~11月分)について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

## 令和6年第6回月形町教育委員会会議録

(令和6年11月21日)

○(兼平教育長) ただいまから令和6年第6回月形町教育委員会議を開催します。

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。私にとっては初めての教育委員会となります。どうぞよろしく願いいたします。

(午後4時00分開会)

- ○(兼平教育長) 教育行政報告を説明願います。

○(上葛教育次長) 1ページをお開きください。

8月9日から11月18日までの教育行政報告について抜粋してご説明します。

8月21日「第5回教育委員会議」が開催され、議案3件、報告4件が承認されました。

8月30日「樺戸監獄物故者追悼式」が開催され、副知事など90人が出席し黙とうを捧げました。

8月31日「月形中学校学校祭」が開催され、「桜梅桃李」の学校祭テーマのとおり、一人一人の個性を発揮した学校祭となりました。

9月1日「温泉リニューアル・道の駅開業式典」が開催されました。オープンから1カ月で約10万人が訪れ、今後、交流の拠点となることが期待されています。

9月3日から6日まで「第3回町議会定例会」が開催され、教育費を含めた令和5年度町一般会計の決算が承認されました。

9月7日「芸術鑑賞会(一般)」が開催され、美深町生まれ・江別育ちのシンガーソングライター「桜庭 和」さんが、多目的研修センターで素敵なライブにより参加者を魅了しました。

9月10日「校長会・教頭会教育講演会」が開催され、教育委員さんも出席いただき、空知教育局長の講演を拝聴しました。

9月11日「月形町いじめ問題対策連絡協議会」が開催されました。コロナ過で開催を見合わせていましたが、改めて各学校の現状や取組を確認しました。

9月13日「月形小学校稲作体験学習(稲刈り)」が開催され、JA青年部のご協力のもと、5年生10名が稲刈りを体験しました。

Ⅰ 9月30日「町長・町議会議員当選証書付与式」が行われ、町長が3期目の当選、議員1名の追加となる当選がありました。

10月11日「月形高校学校説明会」が開催され、近隣中学校の生徒や地域みらい留学に係る生徒の参加もあり、今後の月形高校への願書が期待されるところです。

10月14日「町民歩け歩け大会」が開催され、47名の参加がありました。

10月19日「月形小学校学芸会」が開催され、劇、音楽、ダンスなど懸命に取り組む、すばらしい発表会となりました。

10月22日「第3回町議会臨時会」が開催され、副町長の選任及び教育長の任命について承認されました。

10月23・24日「月形高等学校生徒募集活動近隣中学校訪問」を行い、3市町8校を訪問しています。

10月25日から27日まで「町民文化祭」が開催され、作品展示、芸能発表などを行い、PTA連合会研究大会も併せて開催し、延681名が来場されました。

10月29日「令和6年度月形町表彰式」が開催され、自治貢献賞など3名の方が受賞されました。

11月1日「副町長辞令交付式」が行われ、堀前副町長に代わり、藤原副町長が就任されました。

11月3日「子ども会親睦ミニバレーボール大会」が開催され、小学生は4つのチーム、中学生は試合ごとにチームを編成して3試合を行いました。

11月5日から8日まで「まちづくり懇談会」が町内4カ所で開催され、いずれも教育長が出席しています。

11月8日「ふれあい大学卒業証書並びに修了証書授与式」が開催され、今年度40名で行われた大学活動を締めくくりました。

また、同日、2期6年教育長を務められました古谷教育長が退任されました。

11月11日「兼平教育長辞令交付式」が行われ、兼平新教育長が11月9日付けで就任しました。なお、任期は3年間となります。

11月12日「令和6年度空知管内町教育委員会連絡協議会教育委員研修会」が新十津川で開催されました。岸上職務代理並びに目黒委員にもご参加いただきました。本研修会はコロナ後初となり、2年に1度開催されます。

11月14日「月形町教育振興会教育研究大会」が月形中学校で開催され、授業公開や研究協議を行い、本町の今後の教育活動に役立てられます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○（兼平教育長）ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○(兼平教育長) 「議案第 19 号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) ご説明します。議案書 5 頁をお開きください。

「議案第 19 号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について」

月形町教育委員会表彰規則第 3 条の規定に基づき推薦がありましたので、同規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり決定を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

「1 被表彰者」「目黒隆紀」、本教育委員でもあります目黒委員です。

被表彰者となりますご本人につきましては、本審議より離席をお願いいたします。

「2 推薦書」につきましては、6 頁・7 頁のとおりとなっております。

目黒委員におかれましては、月形町スポーツ推進員として 20 年間の永きにわたり、町民の健康増進や体力づくりを目的としたスポーツ事業の実施にあたり、指導・助言・審判など多面的分野で活躍され、本町のスポーツ振興を支えられました。平成 26 年には同スポーツ推進委員会の副委員長、令和 4 年度からは委員長として、その職責を果たされ、各委員や町民からの信望も厚く、その功績は当該表彰に値するものと判断される所です。

以上、議案第 19 号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○(兼平教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 19 号は本案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(兼平教育長) 異議なしと認めます。よって議案第 19 号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして「議案第 20 号 令和 6 年度月形町一般会計補正予算（第 5 号）教育関係予算について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

- （上葛教育次長）ご説明します。議案書 9 頁をお開きください。

「議案第 20 号 令和 6 年度月形町一般会計補正予算（第 5 号）教育関係予算について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 6 年度月形町一般会計補正予算（第 5 号）教育関係予算について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

10 頁をお開きください。12 月開催予定の第 4 回議会定例会に提案を予定しているものです。11 頁が町全体の歳入総額となります。12 頁が歳出総額となります。

このうち、教育関係予算について説明いたします。13 頁をご覧ください。

「教職員住宅管理経費」「修繕料」になります。当初、250 千円の予算に対して、122 千円を増額補正し、補正後 372 千円とするものです。主に赤川 4 の教職員住宅の入居者入れ替えに伴う修繕となります。築 25 年以上を経過しており、入退去時には水回りの修理や壁・床の張替えなど、一定程度修繕が必要な状況となっています。

14 頁をお開きください。

「学校教育振興事業」「会計年度任用職員費用弁償」になります。現在、小・中学校で時間講師 5 名、特別支援員 2 名、計 7 名を配置しています。うち 1 名の採用について当初の予定より遠い市町村からの採用となり、不足分の通勤手当 105 千円を増額するものです。

最後に「スクールバス運行経費」「修繕料」及び「諸車賃借料」になります。スクールバスにつきましては、現在、マイクロバス 2 台、中型 1 台、計 3 台で運行しています。うち中型 1 台につきましては、平成 23 年度に購入したものであり修繕が増加している状況にあります。今回、当該中型バスのクラッチ修繕、排気ガス再循環バルブなど、急を要する比較的大きな修繕があり予算が不足するものです。本修繕に伴い、修繕期間中の代替バス借上げが必要となり、今回、諸車賃借料としてバス借上料 2 回分も併せて増額補正させていただくものです。

以上、議案第 20 号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 20 号は本案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よつて議案第 20 号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして「議案第 21 号 月形町義務教育学校実施設計の進捗状況について」を議題とします。

加藤主幹説明願ひます。

○（加藤主幹）ご説明します。議案書 15 頁をお開きください。

「議案第 21 号 月形町義務教育学校実施設計の進捗状況について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 1 項の規定により月形町義務教育学校実施設計の進捗状況について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

議案書 16 頁をお開きください。

5 月 1 日の議会全員協議会以降の義務教育学校に係る状況につきまして、整理をしたものとなります。5 月 2 日にパブリックコメントの結果及び基本設計の策定について、ホームページに公開をいたしました。実施設計業務について、基本設計と同様、株式会社ドーコンと契約を締結しております。

開校準備委員会につきましては、今年度、計 3 回開催をしているところです。主に学校名の決定について協議をしていただひており、応募のあつた学校名をもとに 3 校の候補名を選定しまして、「月形花の里学園」「月形樺戸学園」「つきがた未来学園」、この 3 つの候補の中から児童生徒に今後、投票をお願いするという予定をしております。その投票結果に基づき、開校準備委員会にて最終候補を選定しまして、教育委員会にて決定をする予定となっております。

その他、小中学校の教職員で構成いたします教育課程編成部会では、今年度から近隣複数の義務教育学校に視察に出向き、本格的に活動をしていただいております。

以上が義務教育学校に係る協議状況のご報告となります。

続いて、17 頁をお開きください。

「2 校舎及び屋内運動場の面積変更について」です。

ここでは、校舎3階のキュービクル設置スペースのバルコニーと室外機設置スペースについて、当初は床面積に算入されない方向で進めてきましたが、補助制度上における面積の扱いとして、床面積に算入される可能性がありますと記載をしておりますが、その後、この部分については、国の見解を参考に床面積に算入する扱いになりました。また、屋内運動場についても、前室の設置及びランニングデッキ幅員の変更により、床面積に算入される可能性がありますと記載しておりますが、その後、国からの回答を参考にランニングデッキについては、面積に算入しない扱いとなりました。以上の増減を反映しまして、現在、最終的なものになるかと思いますが、校舎の延べ床面積が4,206㎡、屋体が1,370㎡で、合計が5,576㎡となっています。いずれも図面における大きな変更ではなく、補助制度上における床面積算入の取り扱いに関わるものです。

「3 実施設計における概算事業費等について」です。

「(1) 概算事業費です。」

実施設計における9月末段階の概算事業費が算出されました。解体及び外構を含めた全体工事費としては、約44.4億円となりました。3月末の基本設計の段階から総額5.3億円の増となりまして、13.6%の上昇となっています。実施設計において、8月に実施いたしました地質調査の結果、杭の本数が大幅に増えたことや、電気設備の自動制御設備関連部品の高騰が著しいこと、その他人件費や関連資材の高騰などが全体工事費を押し上げている主な要因となっています。

「(2) 国庫補助制度（公立学校施設整備費国庫負担金）」です。

義務教育学校を建設するうえで活用することになる補助金については、令和3年頃から道教委施設課に照会をしながら、取り進めてまいりました。今回、活用予定の「公立学校施設整備費国庫負担金」についても、道教委に確認を取りながら、回答のあった考え方に基つき、おおよその補助金の額についても想定をしてまいりましたが、本年8月に北海道教育委員会教育長名の発出文書により、過去の回答について誤りがあった旨の説明と謝罪を受けております。

「ア 基本的な考え方」です。財源については、国の制度に基づき、概ね次の考え方により進んできました。

補助率については、5.5/10、起債は充当率 90%で、交付税算入率が 70%、町のおおよその実質負担は 18%ほどとしていたところです。ただし、補助対象になる経費とならない経費がございますので、そのとおりの単純な計算とはなりません。

18 頁をお開きください。

そういったことから、補助対象外経費を除くと、建築費に対する補助の割合は概ね 4 割から 4 割半ば程度を想定していました。

従いまして、最終的な町の実質負担としては全体事業費の約 2 割から約 3 割と考えていました。

「イ 国庫補助申請手続きにおける状況」についてです。

本年 5 月に補助申請に係る事業量調査を提出しております。この調査は次年度の補助申請に向けての前段調査になりますが、その際に示された算出方法は、括弧書きのとおりとなりまして「面積×単価×補助率」というものでした。

この「単価」につきましては、国から示される建築単価となりまして、実工事費の㎡当たりの単価と比較しまして 5 割～6 割程度の金額になります。

道教委からは、補助金の算定に当たっては、実工事費に補助率をかけるという説明を過去から受けておりましたが、正しくは、先程のとおり実工事費単価でなく、国が示す建築単価（補助単価）に面積と補助率を乗じて算出するというものでした。

このことにより、見込まれる補助金の額については、当初から 4 割程度減額になることが想定され、その分、過疎債による借入額が増えることとなり、過疎債の借入額及び町の実質負担額も 5 割程度増加することが想定されます。

21 頁の資料 1 をご覧ください。

道教委教育長名にて発出の回答書になります。

「1 負担金の算定方法等について」の中で、中断の黄色のアンダーラインを引いている箇所が、正しい算出方法となります。

「2 負担金額の決定について」の中の黄色のアンダーラインの箇所になりますが、「建築単価と実施単価（実工事費単価）に乖離があることから、当該年の事務量などを勘案し、建築単価に特別加算が付く場合がありますが、必ずしも毎年あるものではありません。」となっております。実際には、この特別加算が付いて、より実工事費単価に少しずつ近づいていくという事例もありますが、現時点で見込めるものではご

ざいませので、こういった上乗せは加味せずに見込みを算出しております。

「3 過去の回答の経緯について」です。記載のとおりですが、当時の回答についてのお詫びとなっております。参考としまして、22 頁に当時の町からの照会に対する道教委の回答を載せております。

18 頁にお戻りください。

中段の「(3) 概算事業費等の推移」になります。(1) 及び(2)を踏まえまして、過去からの概算事業費等の推移について整理をしております。23 頁の資料2をご覧ください。

「学校建設に係る概算事業費等推移」になります。

令和3年度から始まり現在までの概算事業費等の推移になります。全体事業費には、工事費の他、基本設計、実施設計、外構、解体、備品などの経費を含んでいます。

全体事業費について、当初から大きく膨らんでいる状況です。一方で、国庫補助についても、先程、ご説明をしましたとおり、当初は実工事費を元に計算をしておりましたので、補助率についても概ね50%程度を見込んでおりましたが、補助金の算出方法に変更が生じておりますので、現在は26%程度で見込んでおります。現在のところ、町の実質負担額は約13.9億、全体事業費に対する負担率は、29.4%程度と見込んでおります。

注釈の最後になりますが、太陽光発電や環境省のZEB補助なども申請する予定でありますが、この部分については、現時点では推計には入れておりません。また、負担金補助については最小限での見込として特別加算の上乗せは考慮しておりません。

18 頁にお戻りください。

続きまして、「4 工事期間の延長について」になります。

「(1) 工事期間の延長について」です。

工事期間については、令和7年9月に着工し、令和9年2月完成予定、4月開校予定ということで進めておりましたが、完成時期を令和9年6月に延期したいと考えております。開校については、当初の予定どおり令和9年4月として、新校舎が完成するまでは、現在の校舎を使用することとし、夏休み中の引っ越し、夏休み明けの新校舎供用開始の方向で考えております。

「(2) 経過について」ご説明いたします。

本年4月から建設業界の4週8休制が推奨されたことに併せまして、道内におけるラピダス建設や北海道新幹線の工事等による労働力不足が一層深刻化しています。設

計事業者とも以前から工事期間について確認を進めてまいりましたが、今回の概算事業費の提示と併せまして、正式に工事期間の延長について提案を受けまして、工事期間の延長を行うものです。

続いて「(3) 工事期間に変更が生じる理由」です。

本町は ZEB 補助を申請する予定としておりますが、例年、補助決定が 8 月頃を予定しております。そのため、補助決定前の着工はできないことから、着工時期は令和 7 年 9 月頃を見込んでおります。先程、申し上げたとおり、基本設計においては令和 9 年 2 月の完成を見込んでおりましたが、本町と同じく ZEB 補助を利用して学校を建設する予定の道内 2 自治体の事例を聞いたところ、同様に工期を 3 年目の 6 月まで延期しているとのことでした。また、関連資材の納品に遅れが生じているケースも散見されているとのことでしたので、こういった理由から、工事期間を令和 9 年 6 月まで延長することを推奨したいとの提案を受けたところです。

19 頁をお開きください。

また、負担金事業についても、従来は建設工事期間が 2 カ年度までが対象となっておりますが、労働力不足という社会情勢を考慮して、令和 7 年度からは建設工事期間が 3 カ年度にわたっても補助対象となる改正が予定されております。こういった社会情勢も鑑み、少しでも余裕を持った工事期間を設けることが必要と考えております。

「(4) その他」になります。

中学校校舎については、新しい校舎完成後に取り壊す予定となっておりますが、負担金事業の実施年度が 7 年度、8 年度となっており、事業年度から外れているため、校舎の取り壊し費用については、補助の対象外となっております。

しかしながら、先程申し上げたとおり、3 カ年度に渡る工事期間についても補助対象となるよう改正される予定ですので、補助の実施年度も 3 カ年度となれば、令和 9 年度に取り壊しを行う場合についても、取り壊し費用が補助対象となる可能性があるという状況です。

続きまして、「5 事業の延期または中止の検討における懸念事項について」です。

事業費の増加に伴い本事業の延期または中止の検討も考えられる状況です。検討に当たりましては、財政面だけではなく教育的観点なども含めて、次の事項についても留意しなければならないと考えております。

「(1) 教育面」です。

「子どもや保護者等への影響です。」令和 3 年度に設置されました義務教育学校設

置審議会からは、人口減少、義務教育学校の質の向上と充実、学校施設の老朽化、まち全体の計画などを総合的に判断し、これからの本町の学校教育において、義務教育学校の設置は必要であるとの答申を受けているところです。この答申を受けて、令和5年度からは、開校準備委員会設置し、冒頭でも申し上げましたとおり、昨年度から開校準備委員会にて様々な検討協議を進めていただいております。また、昨年度末におけるパブリックコメントや住民説明会なども実施し、住民意識の醸成が図れているところかと思っておりますので、そういったところから与える影響は大きいものと考えております。

次に令和9年度に複式学級ができる可能性が高いという点です。この点については、義務教育学校検討の大きな要因とも言えます。義務教育学校を設置した場合には、複式学級1学級までは回避することは可能です。複式学級は、連続する2学年の合計人数が16名以下となった場合に対象となるものです。複式学級になると教員配置も1減となりますので、その影響は少なくないものと考えます。

次に、将来的にどうするかという課題が残ります。このまま2校を当面維持していくのか、将来的に統合は避けられない課題かと思っておりますが、その議論が再燃する可能性が非常に高いかと思われまます。

次に開校準備委員会についてです。開校準備委員会については、多くの関係者にご参加をいただき、昨年度から精力的に協議を進めていただいております。冒頭でもご説明をいたしましたとおり、学校名の公募を終えまして、これから児童生徒による学校名の投票について予定している状況ですので、投票の中止というのも検討が必要かと思っておりますし、現在の小中学校の先生方にも教育課程編成について協議を進めていただいている状況ですので、このことについても、中断について検討が必要となります。

現在までの開校に向けた学校における取組や教職員人事についても懸念がされます。小中学校においては、義務教育学校を見据えた活動を進めておりますし、今後、管内でも義務教育学校の設置が進む予定ですので、小中学校両方の教員免許を持った教員確保がさらに困難になる可能性が考えられます。

「(2) 財政面」における懸念事項です。

このまま2校を継続していく場合の維持・管理コストです。月形町教育施設等長寿命化計画では、長寿命化に向けての大規模改修を行った前提になりますが、少なくとも今後40年間で31億円の経費を想定しております。令和5年2月段階での金額ですので、さらなる増加も想定されるところです。

小中学校校舎については、築40年を経過しておりますので、今後、長期的な使用を想定しますと、水道管の更新・外壁及び屋上防水、暖房設備、電気設備の更新が必要となります。直近では、小学校の水道管の更新とキュービクルの更新が必要になると考えております。また、2校に統合した場合の学校運営にかかわる経費の削減効果が見込めなくなります。全体で約3割の削減が可能と見込んでおりました、年間1,500万円の節減を見込んでいます。

また、建設費については今後もしばらくは増加が予測されます。

さらに、将来的に延期した場合には、現行の補助制度が使えない可能性もございます。また、基本設計と実施設計について、約1億2千万の経費が既にかかっておりますが、中止とした場合には補助の対象から外れるということになります。

将来的に複式学級が発生した場合に、学級数の減により、補助制度の活用が現在と比較して不利に働く可能性もあります。

また、過疎地域適用の継続性についても、不透明な部分がありますので、将来的には有利な過疎債が活用できなくなっている可能性もあります。

そして、森林管理署から譲渡取得しました月形杉保護林の間伐材については、現在、義務教育学校に利用する計画で進めており、保管業務を民間業者へ委託しておりますが、その保管についてもどのようにするか課題として残ります。

「(3) その他」としまして、地域拠点施設整備計画、総合振興計画及び総合戦略、公共施設配置計画への影響についても懸念されるところです。

以上が、事業延期または中止とした場合の懸念事項となります。

最後に「6 今後の方向性について」です。

先程の「5 懸念事項」のとおり、本事業の延期または中止によるメリットを現時点で見出すことは難しく、近い将来、同様の問題の発生が見込まれるところです。

問題となる町財政計画についても、工事費の増加傾向や今後も2校を継続させるための改修費などを考えますと、延期や中止の判断については、かえって将来的な財政負担の増大につながる可能性もあるといえます。

今後につきましては、町全体の事業の優先度と、短期的な財政計画ではなく、長期的な財政計画を念頭に置き、慎重な判断をすることになりますが、先週末に町全体の振興計画ヒアリングが終了しまして、今週末を目途として総務課にて今後の財政推計を作って、来週早々になるかと思いますが、町長が最終的な決断をするという予定になっています。

以上、議案第 21 号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- （兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。
- ○（目黒委員）工事期間の延長で令和 9 年 6 月までとなっているのは、校舎の完成と外構の完了ということですか。
- （加藤主幹）校舎の完成はもともと 2 月でしたけれども、6 月に延期ということになります。
- （目黒委員）もし、3 カ年に補助事業が延期になったら取り壊しも、この事業に入るということになる。
- （加藤主幹）はい、そうですね。
- （目黒委員）その場合は、工事期間は更に延びるということですね。
- （加藤主幹）解体については、令和 9 年度いっぱい終了させる予定となっています。一部外構の工事が、どうしても令和 9 年度までに終わらない予定ですので、令和 10 年度にも一部の外構工事が延びるというような状況です。
- （上葛教育次長）外構の方は、中学校の校舎を取り壊してからでないとできません。令和 9 年度は 6 月で完成し、中学校の校舎を壊すまでとなります。令和 10 年度に外構工事となります。
- ○（岸上職務代理）これからもう少し細かいところを詰めて、総務でいろいろはかって、最後に町長が決めるということなんですか。
- （上葛教育次長）はい、そのとおりです。これだけの大きな事業になりますので、財政的に耐え得るかどうかというところが一番心配するところです。現在、振興計画実施計画、5 年くらい先の計画を毎年見直ししていくんですけれども、そのヒアリングを先ほどのとおり終えまして、今週中に財政の見通しを総務課の方でつくる形になります。それを見て、町全体の事業やサービスをどうしていくかということも含めて、町長が最終判断していくというような流れです。
- （岸上職務代理）これからのことを考えたら止めるということは考えづらいところだから、頑張るしかできないのかなとは思いますが。
- （上葛教育次長）委員会としましても、懸念事項のとおり学校をこのまま二つ維持したとしても、かなりの維持管理をかけて維持していくということになるので、それは先延ばししても同じことと考えています。今後、事業費も上がっていく、教育で複式の懸念もある。なかなか工事を延期してもプラスの要因が難しい。建てても辛いかも

しれないが、延ばすともっと辛いという印象が正直なところでは。

○（岸上職務代理）一回止めたとして、また、これをやる体力がすごいですよね。

●（上葛教育次長）今の中学校の校舎も令和9年には50年経ちますから、仮に改修をし大きなお金をかけて使用するにしても20年くらいしか持たない訳ですよね。そこでまた建て替えるのか、例えば、途中で増築して、古い校舎を壊してくっつけるのかなど、40年や50年のスパンで見るとかなり無駄になってしまうのではないかと懸念をもっています。今、建てる財源がない、とても事業費が掛かるということもあるけれども、これを先延ばしして、今後、同じ議論をして壊して建てることを考えると、現在、行った方がベターなのではないかと考えるところです。建てることも苦しいかもしれないが、2校をそのままにするともっと苦しくなると考えています。

- ○（岸上職務代理）北海道教育員会でよく文書を発行してくれましたね。それくらいの状況であったということですね。この文書を出してもらっただけの記録などを準備されていたから、きちんと出してもらったのだと思います。

●（上葛教育次長）22頁がうちから照会した文書になります。うちも一つ一つ記録を取りながら慎重に進めてきた経緯はあります。通常の口頭の質疑では、このような文書をいただくことは難しかったのではないかと思います。

○（岸上職務代理）このように示していただかないと、町民の納得も得られないと思います。

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第21号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第20号 臨時代理の報告について（月形町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について）」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明いたします。議案書25頁をお開きください。

「報告第20号 臨時代理の報告について（月形町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書26頁をお開きください。

月形町いじめ問題対策連絡協議会要綱第3条の規定に基づき、新たな委員の委嘱を行うものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「島 恵司」「橋本 孝博」「福居力哉」「石川 照雄」「本多 裕子」「清水 英俊」「渡邊 由規生」「新里 徹」の計8名です。

任期は、「令和6年9月11日から令和8年9月10日」までの2年間となります。

以上、報告第20号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第20号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第20号は報告のとおり承認されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年9月分～11月分）について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）ご説明します。議案書27頁をお開きください。

「報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年9月分～11月分）について」

令和6年9月分から11月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 28 頁をお開きください。

9 月 1 日現在の児童生徒数になります。小学生 80 名、中学生 45 名、全体で 125 名となっており前月と変更ありません。29 頁につきましては、10 月 1 日現在になります。小学校 2 年生が 1 名転出し、小学生 79 名、中学生 45 名、全体で 124 名となっています。最後に 30 頁。11 月 1 日現在になります。こちらにつきましては 10 月から変更がない状況となっております。

以上、報告第 21 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

○（兼平教育長）お諮りします。報告第 21 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご意義ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって報告第 21 号は報告のとおり承認されました。

○（兼平教育長）以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和 6 年第 6 回月形町教育委員会を閉会します。

（午後 4 時 50 分閉会）

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 11 月 27 日

教 育 長 兼 平 晃 成